

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年7月11日～2019年7月17日)

令和元年(2019年)7月19日

H E A D L I N E S									
<b>政治</b> 野党「市民連立」(KO)の政策フォーラムの開催 与党「法と正義」(PiS)の下院選挙筆頭候補者の発表 与党「法と正義」(PiS)による選挙法改正案の提出 政党別支持率 スヘティナ「市民プラットフォーム」(PO)党首による議会選挙での野党協力に関する発言 チャプトヴィチ外相, ジョージア及びモルドバを訪問 ブワシュチャク国防相, 対戦車部隊の創設を発表 チャプトヴァー・スロバキア大統領のポーランド訪問 ナウセーダ・リトアニア大統領のポーランド訪問 チャプトヴィチ外相, 米国を訪問 欧州委, EU法違反手続きの第二段階に当たる理由付き意見書を発出									
<b>治安等</b> ベルハトゥフの路上で発生したナイフによる襲撃事件 チェチエン人指名手配犯による密入国未遂事件 ロシア, カリーニングラード州での電子査証運用対象にポーランドを追加 中国からの大規模なたばこ密輸未遂事件 ウッチで発生した悪質な自転車利用者によるトラブル事案									
<b>経済</b> 閣僚評議会, 個人所得税の改正法案を採択 ポーランドにおける「グローバル・Eモビリティ・フォーラム」の開催 5月の貿易収支 6月の消費者物価指数 6月のコア・インフレ率 物流関連動向 国営鉱業企業JSW社の人事 クフィエチンスキ・投資・開発大臣の訪米 5Gに関する動向 原子力による水素製造 ポーランドの配電網状況 新たなエネルギー副大臣の任命									
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について 国際機関への就職に関心がある皆様へ 大使館広報文化センター開館時間文化行事・大使館関連行事									
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>									

【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先:大使館領事部 電話:22 696 5005 Fax 5006 各種証明書, 在外投票, 旅券, 戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

## 政治 内政

### 野党「市民連立」(KO)の政策フォーラムの開催【12日～13日】

12日から13日にかけて、野党「市民連立」(KO)、野党「市民プラットフォーム」(PO)、「近代」(Nowoczesna)等の合同会派の政策フォーラムがワルシャワにて開催された。スヘティナPO党首は、KOの政策プログラムは国民の必要性に応え、生活に沿うものであるとし、①自由と民主主義、②賃金上昇、③医療サービス、④高齢者のためのプログラム、⑤教育、⑥きれいな空気と水を6つの主要政策分野として掲げた。

### 与党「法と正義」(PiS)の下院選挙筆頭候補者の発表【13日】

13日、与党「法と正義」(PiS)のカチンスキ党首は、記者会見にて、本年秋に実施予定の議会選挙における、下院41選挙区の各筆頭候補者を発表した。同発表によると、カチンスキ党首はワルシャワ選挙区より出馬し、現在非国会議員であるモラヴィエツキ首相は、自身の地元であるヴロツワフではなく、カトヴィツェ選挙区の筆頭候補者として出馬予定である。

### 与党「法と正義」(PiS)による選挙法改正案の提出【16日】

16日、与党「法と正義」(PiS)は、選挙法改正案を下院に提出した。同改正案では、最高裁判所裁判官3名で選挙の有効性を判断するとの現行法の規

定を変更し、最高裁判所特別監査・公共問題部全体で判断するとしている。

### 政党別支持率【17日】

17日に発表された世論調査機関IBRiSによる政党別支持率調査では、与党「法と正義」(PiS)が支持率43.0%で首位を獲得した。第2位は、野党「市民プラットフォーム」(PO)で支持率26.1%、第3位は「民主左派連合」(SLD)で支持率5.9%、第4位は「農民党」(PSL)で5.3%、第5位は「春」(Wiosna)で4.2%であった。

また、欧州議会選挙と同様にPO、PSL、SLD及び「近代」(Nowoczesna)が選挙連立を組んだ場合を想定した調査では、同選挙連立の支持率は39.5%となり、「春」及び左派諸党との選挙グループの支持率8.0%と合計すれば、与党PiSの支持率42.7%を上回るとしている。

### スヘティナ「市民プラットフォーム」(PO)党首による議会選挙での野党協力に関する発言【18日】

18日、スヘティナ「市民プラットフォーム」(PO)党首は、記者会見にて、本年秋の議会選挙には、「農民党」(PSL)や「民主左派連合」(SLD)とは連立を形成せず、「市民連立」(KO、PO、「近代」(Nowoczesna)、ポーランド・イニシアティブの選挙連立)として候補者を擁立する旨発表した。また、同党首は、KOの候補者リストを7月26日に発表すると述べた。

## 外交・安全保障

### チャプトヴィチ外相、ジョージア及びモルドバを訪問【11～12日】

11日、チャプトヴィチ外相は、ジョージアを訪問し、同国のズラビンヴィリ大統領及びザルカリアニ外相等と共にEU東方パートナーシップ10周年記念会議に出席し、ポーランドが同国のEU及びNATO加盟への熱望を支援する方策等について協議した。12日、チャプトヴィチ外相はモルドバを訪問し、同国のドン大統領、サンドゥ首相及びポペスク外務・欧州統合相等とも会談し、同国の親欧州の政策を支持した他、二国間関係等につき協議した。

### ブワシュチャク国防相、対戦車部隊の創設を発表【12日】

12日、ブワシュチャク国防相は、ポーランド北東部のスパウキ地域(リトアニアとの国境を接する地域)に所在する第14対戦車隊の規模拡大を発表した。同部隊は、2010年に一度縮小された部隊であり、

同国防相は、同地域に脅威を作り出す意図を有する存在から初動対処する部隊として過去のものよりも大きな第14対戦車連隊として新たに創設すると述べた。

### チャプトヴァー・スロバキア大統領のポーランド訪問【15日】

15日、最近就任したチャプトヴァー・スロバキア大統領がポーランドを初めて公式訪問し、ドゥダ大統領と地域協力、EU内での協力、環境保護、気候変動問題、ウクライナ情勢を含む安全保障問題等につき協議した。同大統領は、モラヴィエツキ首相とも会談を行った。

### ナウセーダ・リトアニア大統領のポーランド訪問【16日】

16日、12日に就任式を行ったナウセーダ・リトアニア大統領が、就任後初の外国訪問先としてポーラ

ンドを公式訪問し、ドゥダ大統領とEU内での協力、三海域諸国内の協力、在リトアニア・ポーランド系住民の教育問題、エネルギー安全保障、軍事協力、ウクライナ情勢を含む安全保障問題等につき協議した。同大統領はモラヴィエツキ首相とも会談を行った。

#### チャプトヴィチ外相、米国を訪問【17-18日】

17-18日、チャプトヴィチ外相が米国を訪問し、米国と中東欧諸国との関係に関する討論会及び米国外務省が主催する信教の自由促進に関する閣僚級会合に出席した。同外相は、中東情勢、ロシア及び中国からの脅威といった国際秩序への増大する挑戦に対する調和の取れた協力強化が必要と述べた。また、三海域協力の最も重要な目的の一つは、エネルギー安全保障強化に資するインフラの構築で

あると述べた。

#### 欧州委、EU法違反手続きの第二段階に当たる理由付き意見書を発出【17日】

17日、欧州委は、昨年4月に施行された改正最高裁法で新設された、裁判官の規律問題等を管轄する規律部に関する規定が、同部の独立性及び公平性を保障していないとして、EU法違反手続きの第二段階に当たる理由付き意見書を発出し、2か月以内の回答を求めた。同手続は、本年4月3日の同委による公式通知状(EU法違反手続の第一段階)に対するポーランド政府の回答を受けたもの。ポーランドが同意見書に沿った適切な措置を執らない場合、本件は欧州司法裁判所に付託される可能性がある。

## 治 安 等

#### ベルハトゥフの路上で発生したナイフによる襲撃事件【13日】

13日深夜、ベルハトゥフの路上で20歳の男性がナイフで刺され、負傷した。被害者は、路上で見知らぬ男と口論になり、ナイフで2回刺されたと供述している。犯人は現場から逃走したが、警察は被害者の供述等から19歳の男を容疑者として割り出し、身柄を拘束した。

#### チェェン人指名手配犯による密入国未遂事件【15日】

15日、国境警備隊は、ポドカルパツキエ県でポーランド・ウクライナ間のいわゆるグリーンボーダーを徒歩で超え、密入国を試みたチェェン人を拘束した。同人は強盗及び殺人未遂の容疑でドイツから国際指名手配されていた人物であった。

#### ロシア、カリーニングラード州での電子査証運用対象にポーランドを追加【16日】

ロシアは、本年7月1日から、カリーニングラード州への短期滞在者を対象に、インターネット経由の電子査証の運用を開始しており、日本、ポーランドなど

53か国が同対象となっている。同電子査証の有効期間は30日で、8日までの短期滞在が可能。

#### 中国からの大規模なたばこ密輸未遂事件【17日】

17日、警察及び税関はグダンスク港で貨物船から密輸された大量のたばこを押収した。同たばこは中国東部の港からウクライナの黒海沿いの港に輸送される途中であり、家電機械に偽装されていた。押収されたたばこの総量は約1,500万本、推定価格は1,000万ズロチにのぼる。

#### ウッチで発生した悪質な自転車利用者によるトラブル事案【18日】

警察はウッチ市内中心部で発生した悪質な自転車利用者によるトラブル事案に関する捜査を進めている。同事案は、17日にFacebook上にアップロードされた動画によって発覚したもので、自転車利用者が信号待ちでやむを得ず自転車通行レーンに停車した乗用車に因縁を付け、車体を蹴りつけたり、運転手を車外に引きずり出そうとした事案や、信号を無視して路面電車用通行レーンに侵入し、路面電車の進路を妨害した事案などが記録されていた。

## 経 済

### 経済政策

#### 閣僚評議会、個人所得税の改正法案を採択【16日】

16日、閣僚評議会は個人所得税の改正法案を採択した。同法案では、基本税率の現行18%から17%への引き下げや、控除額上限の1,335ズロチから3,000ズロチへの引き上げなどが盛り込まれている。同法案は10月1日に施行予定で、財務省は約2,500万人に裨益すると見積もっている。

#### ポーランドにおける「グローバル・Eモビリティ・フォーラム」の開催【17日】

クリティカ環境副大臣は、9月19日にワルシャワにおいて「グローバル・Eモビリティ・フォーラム」を開催すると発表した。昨年カトヴィツェで開催されたCOP24において、「Eモビリティ」に関する宣言が署名されており、同フォーラムは本件パートナーシ

ップの一環として開催されるもの。同フォーラムには、政府や地方の代表、国際機関、Eモビリティ市

場開発に影響力のある企業等が参加する予定。

## マクロ経済動向・統計

### 5月の貿易収支【12日】

中央統計局(GUS)によれば、5月の貿易収支は、輸出970億ユーロ(対前年同月比6.8%増)、輸入968億ユーロ(対前年同月比4.9%増)で、2億ユーロの貿易黒字となった。同結果に関し、エミレヴィチ企業・技術大臣は、市場を良い意味で驚かせたとし、ポーランド企業が世界のトレンドに適切に対応するとともに、海外市場の潜在性及び独自のノウハウを活用した成果であるとコメントした。また、同大臣は、ポーランド企業が当該期間に米国、カナダ、日本、中国、ウクライナ、ロシア、ベラルーシ、UAEなどの先進経済市場に集中して取り組ん

だことにも言及した。

### 6月の消費者物価指数【15日】

中央統計局(GUS)によれば、6月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比2.6%増、対前月比0.3%増となった。

### 6月のコア・インフレ率【16日】

ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた6月のコア・インフレ率は対前年同月比1.9%増、対前月比0.4%増となった。

## ポーランド産業動向

### 物流関連動向【16日】

Amazon社は、ドルノシロンスキエ県オクミアニに新たな物流センターを建設すると発表した。同建設には18か月以上の期間を要し、約1,000人の雇用を創出すると見込まれる。同社は、2014年からポーランドに40億ズロチを投資し、6つの物流センターを建設、14,000以上の雇用を創出している。

に期待を表明した。会議後、同大臣は、米国側(ロス商務長官・米国企業代表)の関心について、ポーランド・クロアチア間の共同開発プロジェクトを含めた三海域イニシアティブであったと述べた。

### 国営鉱業企業JSW社の人事【13～16日】

国営鉱業企業JSW社取締役会は、ウォジミアシュ・ヘレジニアック氏を新たな社長とすることを承認した。同氏はJSWでの勤務経験もあり、国営石油企業Tauronの関連子会社の暖房設備企業Tauron Cieploの副社長であった。同氏は、これまでのJSWの経営戦略方針を踏襲するとの報道もある。

### 5Gに関する動向【16日～17日】

15日、デジタル省は、5G技術導入に関する通信事業の安全性に関するリスク評価分析を欧州委員会に提出したと発表した。同省は、ポーランドの5Gネットワーク構築に関する競争で事業者の排除は行わないものの、ネットワークシステムの安全性を含め、複数の選択肢を検討する方針。オコンスキ・サイバーセキュリティ担当政府全権委員は、分析の過程で、複数のリスク及びその緩和策を洗い出したとした上で、短期的対策として、これらに対応した法改正や5G入札への参加条件の見直し、長期的対策として、EUレベルでの統一基準の導入が必要との見解を示した。また、同委員は、ポーランド電子通信局(UKE)によるネットワーク事業者に対するサイバーセキュリティリスク評価や通信事業者認証(trusted vendor)の導入が必要との見解を示し、これらに向けた法改正を行うと付言した。

### クフィエチンスキ・投資・開発大臣の訪米【13～17日】

12日、投資・開発省は、15日～21日まで日程でクフィエチンスキ大臣が訪米すると発表した。同大臣は、ロス米国商務長官とバイ会談を行い、両国間貿易の発展や、貿易・投資関係の更なる拡大

## エネルギー・環境

### 原子力による水素製造【11日】

ワルシャワ工科大学のドマンスキ教授は、現在の水素製造方法は抽出率が低いため、多くのエネルギーを得るため、原子力(軽水炉、高温ガス炉等)による水素製造の開発が必要と述べた。

### ポーランドの配電網状況【15日】

ポーランドでは配電網の老朽化が問題となっており、エネルギー供給増大に向けた対応が必要となっている。エネルギー規制局(URE)では、配電

網の老朽化に起因した申請の却下が増加しており、専門家からは、太陽光発電やeモビリティ開発の遅れにつながるとの指摘もある。

### 新たなエネルギー副大臣の任命【16日】

政府は、欧州議会議員となるトビショフスキ・エネルギー副大臣に代わり、新たにガヴェダ上院議員を鉱山を担当する副大臣に任命した。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年7月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### 「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **パスポートダウンロード申請書の御案内**

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

#### ●本件に関する問い合わせ先

在ポーランド日本国大使館 領事部

代表電話: +48-22-696-5005(月曜～金曜日 9:00-12:30 13:30-17:00)

閉館時緊急連絡先: +48-22-696-5000(当館代表番号から自動転送されます)

E-mail: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

#### ●予約方法や必要書類に関するお知らせ

<https://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/ryoujishutchou31wroclaw.pdf>

### **日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について**

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00346.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html))を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

### **国際機関への就職に関心がある皆様へ**

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

#### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00, Eメール:

[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

### 文化行事・大使館関連行事

#### **【開催中】日本ポーランド現代美術展【7月8日(月)～31日(水)】**

ポズナンにて、A-21国際美術展およびポズナン美術大学共催による『日本ポーランド現代美術展』が開催中です。入場料は無料です。

開催場所: ポズナン, Muzeum Archidiecezjalne, Jana Lubrańskiego 1

詳細: [www.a21japan-art.de](http://www.a21japan-art.de)

**【予定】セタワークショップ【7月23日(火) 11:00】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、7歳～12歳の子供向けセタワークショップが開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。参加登録: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

**【予定】将棋ワークショップ【7月25日(木) 17:30】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、子供・大人向け将棋ワークショップが開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。参加登録: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

**【予定】欧州相撲選手権大会・国際ポーランド相撲選手権 Poland Open 2019・ポーランド相撲連盟 15周年【8月9日(金)～10日(土)】**

クロトシンにて、ポーランド相撲連盟主催による『欧州相撲選手権大会・国際ポーランド相撲選手権 Poland Open 2019・ポーランド相撲連盟 15周年』が開催されます。

開催場所: クロトシン, クロトシン市立公園

詳細: <http://www.pzsumo.org/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))